



Promise of Performance™

競合提案の 検討時間確保に鑑みた、 ニデック(株)によるTOBへの 反対意見表明等の概要

株式会社 牧野フライス製作所

2025年4月10日

当社は、競合提案の具体化・検討のために必要な時間を確保すべきことに鑑み、ニデックによる当社株式の公開買付け(TOB)に反対します

株主の皆様におかれましては、**ニデックによるTOBに応募されないこと、既に応募された場合には、速やかに応募の解除をいただくこと**を、お願い申し上げます

- 当社は、ホワイトナイト候補からの競合提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書の受領に向けて情報交換を進めていますが、当該意向表明書の受領までには一定の時間を要します
- ホワイトナイト候補から当該意向表明書を受領した場合には、それらとニデックによるTOBとの比較・検討の結果に即して、当社意見表明を必要な範囲で修正する予定です

反対意見の根拠及び理由

1

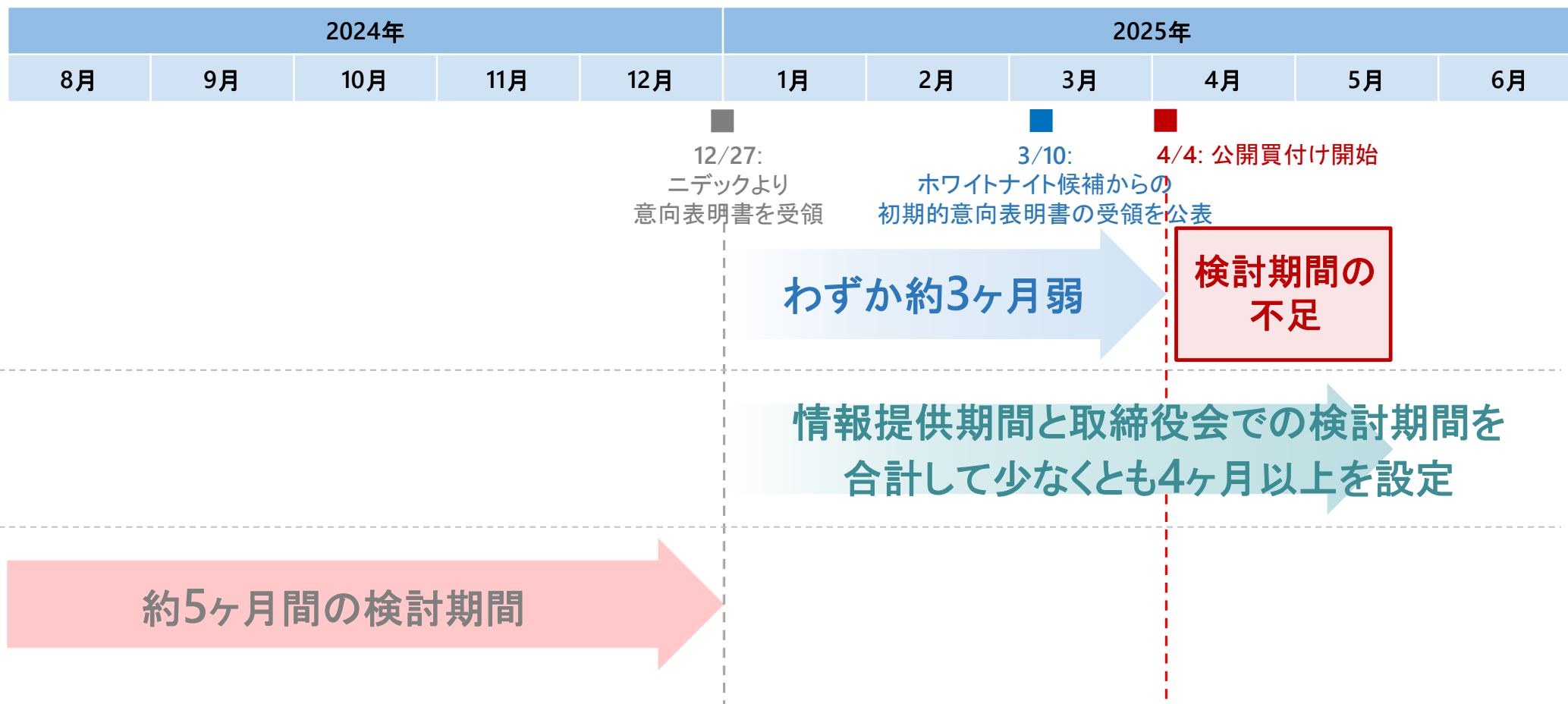
競合提案や25年3月期当社決算の内容を踏まえ、株主の皆様がニデックによるTOBに応募するかどうかを判断するための、合理的に必要な時間が確保されていないこと

2

ニデックによるTOBの条件は、株主の皆様を相当程度の強圧性に晒すものであり、株主の皆様の利益を害するおそれがあること



ホワイトナイト候補からの競合提案の具体化・検討の期間として当社に与えられた時間は約3ヶ月弱に留まり、一般的な「買収への対応方針」で確保される期間やニデック自身の検討期間と比べ、明らかに不十分です





当社は、株主の皆様共同の利益確保のため、第三者提案との比較・検討に合理的に必要な時間の確保を、繰り返しニデックに要請してまいりました

当社

✓ 2025年1月15日：
当社特別委員会より、幅広い戦略的オプションの検討のため、TOBの開始を5月9日まで延期すること等を要望

✓ 2025年1月22日：
当社特別委員会より、TOBの開始を5月9日まで延期すること等を再度要望

ニデック

2024年12月27日：
ニデックより当社完全子会社化に関する意向表明書を受領

✓ 2025年1月17日：
ニデックが当社特別委員会の要望を拒絶

✓ 2025年1月27日：
ニデックが当社特別委員会の要望を拒絶



当社

- ✓ 2025年1月31日:
当社取締役会より、TOBの開始を5月9日まで延期すること等を再度要望
- ✓ 2025年3月10日:
複数の第三者から初期的な意向表明書を受領したことを踏まえ、TOBの開始を5月9日まで延期すること等を再度要望
- ✓ 2025年3月19日:
第三者提案の検討に合理的に必要な時間の確保を目的とした時間確保措置を導入

ニデック(株)

- ✓ 2025年2月5日:
当社取締役会の要望を拒絶
- ✓ 2025年3月14日・19日:
要望を検討している旨の回答に留まり、実質的な回答はなし
- 2025年4月3日:
TOBを開始する旨のプレスリリースを公表し、時間確保措置に定める手続きを遵守することなく翌日からTOBを開始



ニデックは中国の競争法上の手続が完了する前に当社株式のTOBを開始したため、当該手続がTOB期間終了日(5月21日)までに完了しなければ、TOBは延長・撤回される可能性があります

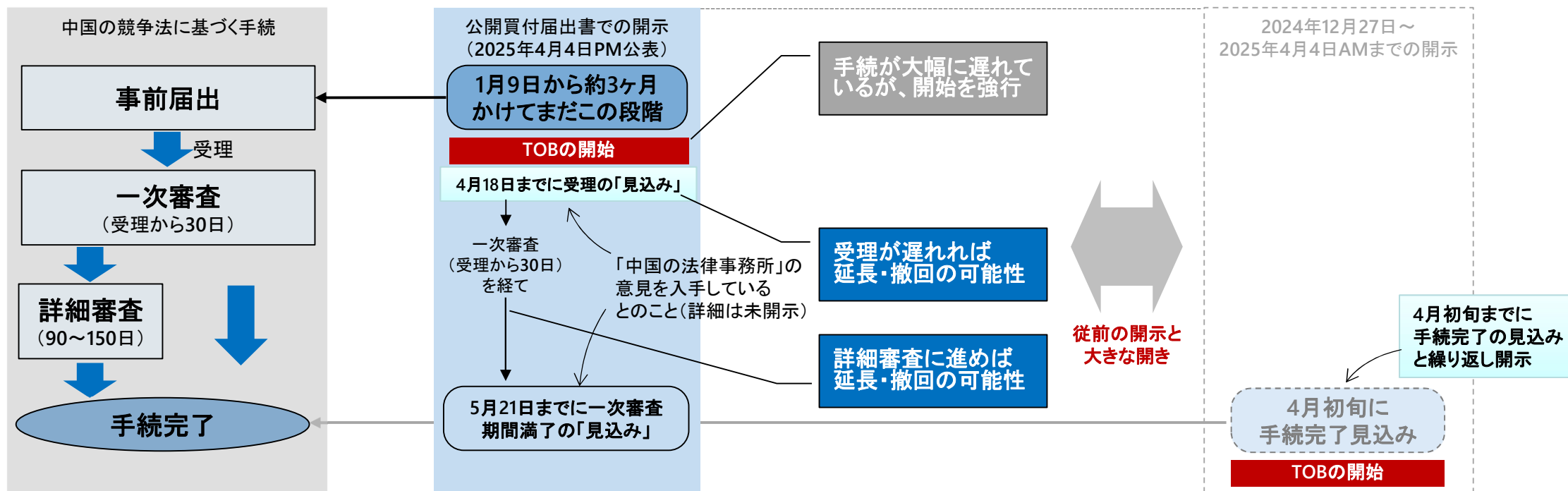
ニデックは、昨年12月27日には中国の競争法手続が3月中旬に、今年に入ってからは一貫して4月初旬に完了すると主張しており、4月3日にも「完了見込時期(予定)」は「4月初旬」と開示していたにも拘らず、現在も手続は依然完了していません。手続が5月21日までに完了しなければ、TOBの延長・撤回の可能性があるので十分ご注意ください

今後のあり得る展開(ニデックからの公開買付届出書に基づく)

- 1** 2025年4月18日までに事前届出が受理され、かつ、詳細審査に移行しなければ、受理から30日以内(2025年5月18日まで)に株式取得の承認がなされる
- 2** 2025年4月18日までに事前届出が受理されなければ、詳細審査に移行しなくても2025年5月21日までに株式取得の承認が間に合わない可能性あり ⇒ TOBは延長又は撤回の可能性
- 3** 2025年4月18日までに事前届出が受理されても、仮に詳細審査に移行すれば、株式取得の承認は、移行してから90日~150日以内(詳細審査への移行決定日が仮に5月16日とすると、2025年8月14日~10月13日まで)になされる(5月21日には間に合わない)ことに
⇒ TOBは延長又は撤回の可能性



ニデックは中国の競争法上の手続が完了する前に当社株式のTOBを開始したため、当該手続がTOB期間終了日（5月21日）までに完了しなければ、TOBは延長・撤回される可能性があります



中国の競争法手続が間に合わないのなら、当初の予定どおり、手続完了後にTOBを開始すればよかったはずで、ニデックが4月4日にTOBの開始を強行したのは、株主の皆様から競合提案の検討機会を奪うものです

- そもそも、2024年12月27日付けのTOB予告プレス2頁では、ニデックは、TOBの開始時期について、「本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保することを意図し、当該期間としては2ヶ月以上の期間を確保することが望ましいと判断したため、本許認可手続・・・の完了予定時期の見込み(2025年4月初旬)も踏まえ、2025年4月4日に本公開買付けを開始することを想定しております」[下線は当社]と述べていました
→ にも拘らず、ニデックがTOBを開始した2025年4月4日時点では、TOBに関する中国の競争法上の手続は依然として完了していません
- ニデックの公開買付け開始決定プレス(4月3日付け)では、中国競争法の手続の完了見込み時期が、(TOB予告プレスでは「3月中旬」となっていたにも拘らず)「本公開買付け期間の末日まで」、すなわち、「2025年5月21日」に修正されています
- そうであれば、当初の予定どおり、中国競争法の手続の完了見込み時期を「踏まえ」てTOBの開始を5月21日(少なくとも当社要望の5月9日)に延期できたはずで、それをせず、敢えて4月4日にニデックがTOBの開始を強行したのは、株主の皆様から競合提案を検討する機会を奪うものです



ニデックは、当社株主の皆様に対して、ホワイトナイト候補からの競合提案について「6月4日までに公表・開始を行えばよい」と記載した書面を送付していますが、これはニデックが設定した公開買付けの条件に反しています

- ニデックは2025年4月8日頃、当社株主に対して、公開買付けへの応募を促す書類と共に、下記のとおり競合提案は「実質的に6月4日までに公表・開始を行えばよい」旨を記載した書面を送付しています

なります。つまり、仮に、当社の公開買付けに対抗する公開買付けを行おうとする第三者が「本当に存在」するとしても、その第三者は、実質的には6月4日までに公表・開始を行えばよいということであり、仮にそのような第三者において「第三者提案の具体化等」のため時間が必要だとしても、それは、すでに十二分に確保されているのです(注2)。

- しかしながら、ニデックの公開買付届出書では、買付期間の開始日から21営業日以内(5月7日まで)に50%の応募があった場合には、買付期間を延長しない(つまり公開買付けは5月21日に終了する)と明記されています
- つまり一定の場合には買付期間は5月21日に終了するにも拘らず、ニデックは、買付期間が常に6月4日まで確保されるかのような記載をした書面を当社の株主の皆様へ送付しており、これは当社の株主の皆様が買付条件を誤って認識するように著しく誤導するものです。当社の株主の皆様におかれましては、ニデックの不正確な情報に惑わされず適切なご判断をしていただけますようお願い申し上げます



本資料は、情報の提供のみを目的として作成されたものであり、特定の証券の売買を勧誘するものではありません。

本資料に記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、本日現在において当社が入手している情報に基づく一定の前提(仮定)及び将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、将来の実績を保証するものではありません。

本資料に掲載された当社の情報以外の情報については、公開情報に基づき作成しておりますが、当社は、その正確性、確実性、有効性又は完全性を保証するものではなく、これらの情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。